

市民税・都民税・森林環境税特別徴収のしおり

市区町村コード	加入者名
1 3 2 0 7 1	昭島市会計管理者

市民税・都民税・森林環境税の特別徴収事務につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本年度、貴事業所を市民税・都民税の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。関係書類を送付いたしますので、ご協力をお願いします。

※令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります。森林環境税は、市民税、都民税の均等割と併せて市が徴収します。

目次

- 1. 市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて…… 1頁
- 2. 納入書の送付／書き方について…… 2頁
- 3. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例… 3頁
- 4. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書…… 4頁
- 5. 特別徴収切替届出（依頼）書…… 5頁
- 6. 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書…… 6頁
- 7. 納付取扱場所／指定通知書…… 7頁

令和6年度納期一覧表

徴収月	納期限
令和6（2024）年 6月分	令和6（2024）年 7月10日
7月分	8月13日
8月分	9月10日
9月分	10月10日
10月分	11月11日
11月分	12月10日
12月分	令和7（2025）年 1月10日
令和7（2025）年 1月分	2月10日
2月分	3月10日
3月分	4月10日
4月分	5月12日
5月分	6月10日

昭島市役所

〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
TEL 042（544）5111（代表）

※給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出（依頼）書、所在地・名称変更届出書は、市のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.akishima.lg.jp/>

昭島市 特別徴収に関する事務手続き



◎課税内容・従業員の異動届出書等に関する問合せ先

市民部課税課市民税係
（内線2052～2059）
042（544）4125（直通）

◎納税に関する問合せ先

市民部納税課収納係
（内線2082～2085）



※ eLTAX を利用して、電子申告（給与支払報告書・異動届出書等）のご提出や電子納税（地方税共通納税システム）の手続ができます。

詳しくはこちらから
eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

1. 市民税・都民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

[1] 「税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」の交付

税額の決定・変更通知書（納税義務者用）は特別徴収義務者を經由して、各納税義務者に交付していただきますので、開封せずに、速やかに各従業員の方にお渡しください。

なお、令和6年度から電子データでの受取を選択できるようになりました。

[2] 給与所得に係る特別徴収税額（月割額）の徴収及び納入方法

年税額は、本年6月から翌年5月までの12分割になっております。（金額によっては、第1回目で全額徴収となる場合があります。）税額の決定通知書にてお知らせした月割額を、毎月の給与支払いの際に徴収してください。なお、第1回目（6月分）の月割額は、6月中に支払われる給与から徴収し、翌月10日までに納付場所で一括して納入してください。また、納期の特例（年2回納入）を申請する場合は、課税課市民税係へ問い合わせいただくか、申請書を昭島市ホームページからダウンロードすることもできます。

※納期の特例とは、特別徴収を行う事業所のうち、給与の支払いを受ける者が常時10人に満たない事業所が、市長の承認を受けて、本来毎月納付していただく特別徴収税額を、11月と5月の2回に分けて納付する制度です。（給与天引きは毎月行っていただきます。）

[3] 納税義務者に異動（退職・休職・転勤等）があった場合

納税義務者が退職・休職・転勤等された場合は、その翌月からの月割額は徴収していただくことができなくなりますので、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に所要事項をご記入のうえ（転勤の場合は新勤務先を經由して）、ご提出ください。届出書のご提出は納税義務者の異動が生じた日の属する月の翌月の10日までにお願いします。

※なお、異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促をうけることがあります。また、異動処理が遅れると、納税義務者が一度に多額の市・都民税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

退職・休職により異動が生じた場合は、本人に了解のうえ、未徴収税額をなるべく一括徴収（最終の給与から残りの月割額全部を繰上げ徴収）してください。なお、1月1日から4月30日までの間に退職した納税義務者に未徴収税額がある場合は、法律によって、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法第321条の5②）

[4] 特別徴収税額の変更

特別徴収税額が変更された場合は、当市より「税額の変更通知書」を送付いたしますので、それ以降の徴収額（月割額）は変更通知書の金額で徴収してください。

〈納入書の金額変更について〉

退職、転勤、税額変更により、納入金額に変更が生じた場合には、右頁の納入書の書き方をご参照いただき、お手元の納入書金額を訂正のうえご納入ください。

※納入金額に変更が生じた場合でも、変更後の納入書は新たにお送りしておりませんのでご了承ください。

[5] eLTAX（エルタックス）の利用について

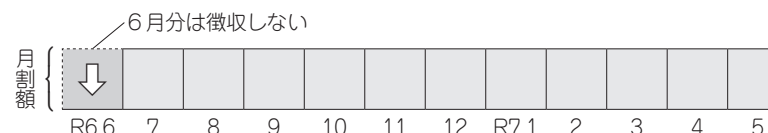
eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

給与支払報告書、給与所得者異動届出書、特別徴収切替届出書及び特別徴収義務者の所在地・名称変更届を電子申告にて提出することができます。また、税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の電子での受取も可能です。その他、同一税目の納税が、複数の地方公共団体に対して、一括で電子的に可能となる「地方税共通納税システム」も利用できます。各種手続きの詳細はホームページをご覧ください。

[6] 令和6年度地方税制改正（定額減税）について

個人住民税所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税が実施されます。減税対象者は、図のとおり6月分の徴収は行いません。ただし、定額減税が適用されない方（合計所得金額が1,805万円超の方や均等割・森林環境税のみ課税される方）にあっては、6月分の徴収を行っていただきます。

R6.6月分は徴収せず、「定額減税〔後〕の税額」をR6.7月分～R7.5月分の11か月で均す。



2. 納入書の送付／書き方について

<納入書の送付について>

「納付書不要」のご連絡があった事業所には、納入書を送付していません。また、共通納税システムやADAMS、ネットバンキングを使っていることが確認できた事業所へも送付していません。年度途中で納入書が必要となった場合は、課税課市民税係までご連絡ください。

<納入書を訂正する場合>

- ①数字は記入例に従って黒のボールペンで枠からはみ出さないようにわかりやすく書いてください。
- ②金額欄には¥記号や斜線は記入しないでください。
〔例〕

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ③金額等を誤記された場合は、予備の納入書（納入書の綴りの最後に付けてあります。）をご利用ください。なお訂正印は不要です。

<納入申告書（退職所得分）の書き方>

市民税 都民税	納入申告書 (退職所得分)	① 令和 年 月 日提出			
昭島市長		② 令和 年 月 分	人員	③ 人	
④ 退職手当等支払金額	特別徴収額	⑤ 市民税			
		都民税			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。					
義特別徴収者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称				
	⑥ 法人番号又は個人番号				

下記に対象者の記入をお願いします。

1. 納税義務者住所 昭島市 ⑦ 氏名 ⑧ 勤続年数 ⑨ 年 支払金額 ⑩ 円 摘要 特定役員退職手当等の金額 円 年 特定役員等勤続年数 年 年 特別徴収税額 市民税 ⑪ 円 都民税 円	2. 昭島市 特定役員退職手当等の金額 円 年 特定役員等勤続年数 年 年 市民税 円 都民税 円
--	---

<納入書の書き方>

東京都昭島市 個人市民税 (特別徴収分) 納入済通知書 ④ 98		
市区町村コード 1 3 2 0 7 1	口座番号 00190-2-960098	加入者名 昭島市会計管理者
令和 年 月 分 ① 指 定 番 号	納入金額(1) 円	
132071	②	
③ 給与分 (一括徴収分を含む)	納 入 金 額	
退職所得分	退 職 所 得 分	
延滞金	延 滞 金	
納期限 令和 年 月 日	合計額	
取りまとめ局 東京貯金事務センター (〒330-9794)	(特別徴収義務者)	
領収日付印	住所又は所在地 氏名又は名称	
	納	

上記のとおり通知します。(受付店→金融機関又は郵便局→昭島市) (昭島市保管)

- ①昭島市が指定した8桁の特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- ②納入時に変更がない場合には、何も記入しないで、この通知税額で納入してください。
- ③納入者の退職・転勤・税額変更等により、納入金額が「納入金額(1)」欄と異なる場合は、納入金額(2)の「給与分」欄にその金額を記入し、「納入金額(1)」欄に印字された金額を、二重線で消してください。
- ④退職所得に係る分離課税分の納入金額を記入してください。(下記を参考に納入書裏面の納入申告書も忘れずに記入してください。表面の記入は上記③を参考にしてください。)

※納入金額に変更が生じた場合の記入例

納入金額(1)の金額を二重線で消して、納入金額(2)の給与分と合計額に変更後の納入金額を記入してください。

		納入金額(1)	円
		209,400	
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	301500	
	退職所得分		
	延滞金		
(2)	合計額	301500	

・延滞金について

延滞金額は、税額と納期限後の日数に応じて計算されます。
 税額：税額中の1,000円未満の端数は切り捨て、1,000円単位で計算。また、本税が2,000円未満であるときは延滞金はかかりません。
 日数：納期限の翌日から、納付日までの期間の日数。

記載例

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

- この届出書は異動が生じた日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- 退職により異動が生じた場合は、本人に了解の上、未徴収税額をなるべく一括徴収してください。

昭島 一郎氏が、株式会社 くじら を12月で退職し、1月で一括徴収する場合の異動届出書の書き方
(年税額：120,000円、6月～12月：70,000円)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、速やかに提出してください。

		年度		① 現年度	2. 新年度	3. 両年度
(宛先) 昭島 市長		所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号	
(元号) □□ 〇年 〇月 〇日提出	フリガナ	カブシキカイシャ クジラ		宛名番号		
給与 所得者	氏名	昭島 一郎		所属	人事課給与係	
	生年月日	昭和 32年 9月 30日		氏名	拝島 次郎	
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		電話	0 4 2 - 〇〇〇 - × × × × 内線 ()	
	受給者番号	昭島市田中町 1 - 1 - 1		給与から天引きした給料月・ 税額、未徴収の月・税額を記 入してください。		
	1月1日 現在の住所	昭島市田中町 1 - 1 - 1		異動後の未徴収 税額の徴収方法		
	異動後の 住所	同上		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) ※上記の数字に対応する 下の欄もご記入ください		
	特別徴収税額 (年税額)	120,000円	(ア) 徴収済額 70,000円	(イ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 50,000円	異動 年月日	〇年 〇月 〇日
	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由				

昭島市が指定した8桁の特別徴収義務者指定番号を記入してください。

給与から天引きした給料月・税額、未徴収の月・税額を記入してください。

異動年月日を記入し、異動事由に該当する番号を記入してください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に該当する番号を記入し、番号に対応する欄をご記入ください。

異動対象者の氏名、賦課期日(1月1日)住所、現住所を記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された異動対象者の特別徴収税額を記入してください。

新勤務先に当市の指定番号がある場合は、その番号を記入してください。新規の場合は「新規」に○をつけてください。

転勤等の異動により、新勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号等を記入してください。

新規事業所の場合は、当市作成の納付書が必要か不要か番号を記入してください。

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を □ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新特別 徴収 勤務先	所在地	〒		担当者 連絡先	所属	受給者番号
	フリガナ			氏名	電話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は名称			内線 ()		1. 必要 2. 不要 右から 番号を 記入

1. 特別徴収継続の場合

2. 一括徴収の場合		理由	1. 異動が□□〇年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 □ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		理由	2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	1 月 20 日	50,000 円	

2. 一括徴収の場合

一括徴収の場合、一括徴収した給料月を記入してください。

3. 普通徴収の場合		理由	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町 記入欄
		理由	2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		理由	3. 死亡による退職であるため	

3. 普通徴収の場合

【提出先】 〒196-8511 東京都昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

御注意

3 2 1

黒のボールペン又はペンで記載してください。
 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先へ送付願います。
 また、前勤務先が個人番号の欄に「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所（課税地）の市町村長に送付してください。新勤務先へ送付願います。
 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 两年度	
(宛先) 昭島 市長 年 月 日提出		所在地		〒		特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ				宛 名 番 号			
(給与支払者) 特別徴収		氏名又は名称				担 連 当 絡 者 先		所 属	
		個人番号 又は法人番号						氏 名	
								内線 ()	
給 与 所 得 者		フリガナ				異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
		氏 名							
		生年月日		年 月 日					
		個人番号							
		受給者番号							
1月1日 現在の住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 日	
異動後の 住 所		円		円		円		年 月 日	
								1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	
								1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) ※上記の数字に対応する 下の欄もご記入ください	

1. 特別徴収継続の場合									
新(特別徴収義務者) しい徴収義務先		特別徴収義務者 指 定 番 号		(新規) 法 人 番 号		所 属 氏 名 電 話		内線 ()	
		所 在 地		〒					
		フリガナ		担 当 者 連 絡 先					
氏名又は名称								受 給 者 番 号	
								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
								右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合									
理 由		1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
				2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日			

3. 普通徴収の場合													
理 由		1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄					

【提出先】 〒196-8511 東京都昭島市中町一丁目1 7番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係

特別徴収切替届出(依頼)書

市町村使用欄

____年____月____日 提出 (宛先) 昭島市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 _____												特別徴収義務者 指定番号	※市町村ごとに異なります 新規の場合、納入書(要・不要)	
		フリガナ														担当者 連絡先	係
		名称(氏名)													氏名		
		代表者の職、氏名															電話
		法人番号															
給与 所得者	フリガナ											受給者番号			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏名																
	生年月日	昭和・平成		年		月		日				特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分) から 特別徴収を開始します。				
	1月1日現在の住所	〒 _____											届出理由	1. 入社 2. その他()			
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										月割額 の連絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。			

【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
 ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
 ※ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 納期限が来る前に納めている普通徴収の期別がある場合は、普通徴収切替期別を納めていない期別以降に指定してください。
 ※ 支払済みの期別が指定された場合、特別徴収が優先され、還付が発生する可能性があります。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

____年__月__日 提出 (宛先) 昭島市長	() 特別徴収義務者 給与支払者 ()	所在地 (住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職、氏名												氏名		
		法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事項	変更前 (旧) ※変更項目のみ記入してください。	変更後 (新) ※変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名称		
電話番号	- - (内線)	- - (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転(登記変更 有・無) 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 -										
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。											フリガナ											
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。											名称											
	指定番号											※市町村ごと に異なります	電話番号	- - (内線)									
	指定番号											※市町村ごと に異なります	法人番号										
											特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります									

【提出先】 〒196-8511 昭島市田中町一丁目17番1号 昭島市役所市民部課税課市民税係
 ※この届出書を提出されましても、法人市民税に係る異動届出書を提出したことになりませんのでご注意ください。

令和 年 月 日

◎納付取扱場所

《銀行》 きらばし銀行 埼玉りそな銀行（ただし、令和7年3月31日まで）
東和銀行 東日本銀行（拝島出張所を除く）
みずほ銀行 山梨中央銀行
りそな銀行（ただし、令和7年3月31日まで）

《信用金庫》 青梅信用金庫 西武信用金庫 多摩信用金庫

《ゆうちょ銀行・郵便局》東京都・山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局
※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納める場合は、右の指定通知書に
日付とゆうちょ銀行及び営業所名又は郵便局名をご記入のうえ、当該
営業所又は郵便局に提出してください。

《その他》 中央労働金庫 東京みどり農業協同組合（支店のみ）
東京都信用農業協同組合連合会及びその会員である農業協同組合

《昭島市の窓口》昭島市役所指定金融機関窓口 東部出張所

※市都民税(特別徴収分)については、eLTAX(エルタックス)
共通納税システムを用いた電子納税が便利です。

※金融機関の名称や取扱いなどに変更があった場合はご了承ください。

ゆうちょ銀行

郵便局長
(支) 店長 殿

昭島市長

指 定 通 知 書

貴店を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・都民税
(特別徴収税額) 取扱店にしたので通知します。

承認番号 郵1業 第1424号
口座番号 00190-2-960098
加入者の名称 昭島市会計管理者
取りまとめ局 東京貯金事務センター

問い合わせ先
昭島市役所市民部課税課市民税係
TEL:042-544-5111
内線2052~2059
FAX:042-544-5115